第二十三条の十一第二項中「第七十条の七の三第二項において」を「第七十条の七の三第二項の規定により」に、「同条第二項において」を「同条第二項の規定により」に改め、同項第二号中「特例受贈非上場株式等の」を「同項に規定する対象受贈非上場株式等（以下この号において「対象受贈非上場株式等」という。）の」に、「限る」を「限り、法第七十条の七の五第十一項において準用する場合を含む」に、「特例受贈非上場株式等が」を「対象受贈非上場株式等が」に、「において」を「の規定により」に、「係る特例受贈非上場株式等」を「係る対象受贈非上場株式等」に改める。

第二十三条の十二第一項中「第四十条の八の三第一項」を「第四十条の八の四第一項」に改め、同条第三項中「特例受贈非上場株式等の価額」を「対象受贈非上場株式等の価額」に改め、同項第一号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第四項中「第四十条の八の三第二十八項」を「第四十条の八の四第二十九項」に、「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第六項第二号中「特例受贈非上場株式等」を「対象受贈非上場株式等」に改め、同項第六号中「特例相続非上場株式等」を「対象相続非上場株式等」に改め、同条第七項中「第四十条の八の三第六項」を「第四十条の八の四第六項」に改め、「第十三条第一項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第八項第三号を次のように改める。

三　円滑化省令第十三条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の申請書の写し及び当該申請書に係る同条第六項の確認書の写し

第二十三条の十二第九項中「第四十条の八の三第二十五項及び第二十七項」を「第四十条の八の四第二十六項及び第二十八項」に改め、同条第十項中「第四十条の八の三第十九項において」を「第四十条の八の四第二十項の規定により」に改める。

第二十三条の十二の六第一項中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改め、同条第二項中「第七十条の七の十第五項」を「第七十条の七の十四第五項」に改め、同項第一号及び第二号中「第七十条の七の十第一項」を「第七十条の七の十四第一項」に改め、同項第五号中「第二十三条の十二の二第三項」を「第二十三条の十二の六第三項」に改め、同条第三項中「第七十条の七の十第七項」を「第七十条の七の十四第七項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の十第二項」を「第七十条の七の十四第二項」に改め、同条第四項中「第七十条の七の十第八項に」を「第七十条の七の十四第八項に」に改め、同項第一号及び第二号中「第七十条の七の十第一項」を「第七十条の七の十四第一項」に改め、同項第三号中「第七十条の七の十第八項」を「第七十条の七の十四第八項」に改め、同条を第二十三条の十二の十とする。

第二十三条の十二の五第一項中「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に、「第四十条の八の八第二項各号」を「第四十条の八の十三第二項各号」に改め、同条第二項中「第七十条の七の九第四項」を「第七十条の七の十三第四項」に改め、同項第一号中「第四十条の八の八第二項第一号」を「第四十条の八の十三第二項第一号」に改め、同号ロ中「第七十条の七の九第三項」を「第七十条の七の十三第三項」に改め、同号ハ及びニ中「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に改め、同項第二号中「第四十条の八の八第二項第二号に」を「第四十条の八の十三第二項第二号に」に改め、同号ロ中「第四十条の八の八第二項第二号」を「第四十条の八の十三第二項第二号」に改め、同号ハ中「第七十条の七の九第一項」を「第七十条の七の十三第一項」に改め、同条を第二十三条の十二の九とする。

第二十三条の十二の四第一項中「第四十条の八の七第一項」を「第四十条の八の十二第一項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第二項中「第四十条の八の七第二項」を「第四十条の八の十二第二項」に改め、同条第三項中「第二十三条の十二の二第三項」を「第二十三条の十二の六第三項」に、「第七十条の七の八第六項」を「第七十条の七の十二第六項」に、「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の九第六項」に、「第七十条の七の八第十一項」を「第七十条の七の十二第十一項」に、「第七十条の七の五第十一項」を「第七十条の七の九第十一項」に改め、同条第四項中「第七十条の七の八第八項」を「第七十条の七の十二第八項」に改め、同項第一号及び第三号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同項第四号中「第七十条の七の八第三項」を「第七十条の七の十二第三項」に改め、同項第五号中「第七十条の七の八第一項」を「第七十条の七の十二第一項」に改め、同条第五項中「第二十三条の十二の二第五項」を「第二十三条の十二の六第五項」に、「第四十条の八の七第十五項」を「第四十条の八の十二第十五項」に、「第四十条の八の四第十一項」を「第四十条の八の九第十一項」に改め、同条第六項中「第二十三条の十二の二第六項」を「第二十三条の十二の六第六項」に、「第七十条の七の八第十三項」を「第七十条の七の十二第十三項」に、「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に改め、同条第七項中「第二十三条の十二の二第八項」を「第二十三条の十二の六第八項」に、「第七十条の七の八第十四項」を「第七十条の七の十二第十四項」に、「第七十条の七の五第十四項」を「第七十条の七の九第十四項」に改め、同条第八項中「第二十三条の十二の二第九項」を「第二十三条の十二の六第九項」に、「第七十条の七の八第十五項」を「第七十条の七の十二第十五項」に、「第七十条の七の五第十五項」を「第七十条の七の九第十五項」に改め、同条を第二十三条の十二の八とする。

第二十三条の十二の三第一項中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に、「第四十条の八の五第二項各号」を「第四十条の八の十第二項各号」に改め、同条第二項中「第七十条の七の六第五項」を「第七十条の七の十第五項」に改め、同項第一号中「第四十条の八の五第二項第一号」を「第四十条の八の十第二項第一号」に改め、同号ロ中「第七十条の七の六第四項」を「第七十条の七の十第四項」に改め、同号ハ及びニ中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に改め、同項第二号中「第四十条の八の五第二項第二号に」を「第四十条の八の十第二項第二号に」に改め、同号ロ中「第四十条の八の五第二項第二号」を「第四十条の八の十第二項第二号」に改め、同号ハ中「第七十条の七の六第一項」を「第七十条の七の十第一項」に改め、同条を第二十三条の十二の七とする。

第二十三条の十二の二第一項中「第四十条の八の四第一項」を「第四十条の八の九第一項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の五第二項第二号」を「第七十条の七の九第二項第二号」に、「第二十三条の十二の六」を「第二十三条の十二の十」に改め、同条第二項中「第四十条の八の四第二項」を「第四十条の八の九第二項」に改め、同条第三項中「第七十条の七の五第六項」を「第七十条の七の九第六項」に改め、同条第四項中「第七十条の七の五第八項」を「第七十条の七の九第八項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に、「第七十条の七の五第二項第四号」を「第七十条の七の九第二項第四号」に、「第二十三条の十二の四第四項第一号及び第二十三条の十二の六」を「第二十三条の十二の八第四項第一号及び第二十三条の十二の十」に改め、同項第二号中「第七十条の七の五第二項第三号」を「第七十条の七の九第二項第三号」に、「第二十三条の十二の四第四項第二号及び第二十三条の十二の六第二項第三号」を「第二十三条の十二の八第四項第二号及び第二十三条の十二の十第二項第三号」に改め、同項第三号中「第二十三条の十二の六第三項第二号」を「第二十三条の十二の十第三項第二号」に、「第二十三条の十二の六まで」を「第二十三条の十二の十まで」に改め、同項第四号中「第七十条の七の五第四項」を「第七十条の七の九第四項」に改め、同条第五項中「第四十条の八の四第十一項」を「第四十条の八の九第十一項」に改め、同項第一号中「第七十条の七の五第十一項第一号」を「第七十条の七の九第十一項第一号」に改め、同号イ及びロ中「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同項第二号中「第七十条の七の五第十一項第二号」を「第七十条の七の九第十一項第二号」に改め、同条第六項中「第七十条の七の五第十三項」を「第七十条の七の九第十三項」に、「第四十条の八の四第十一項」を「第四十条の八の九第十一項」に改め、同条第七項中「第四十条の八の四第十三項」を「第四十条の八の九第十三項」に、「第七十条の七の五第一項」を「第七十条の七の九第一項」に改め、同条第八項中「第七十条の七の五第十四項」を「第七十条の七の九第十四項」に改め、同条第九項中「第七十